

平成30年度 東京都税制調査会答申（構成）

I 税制改革の視点

我が国の将来を見据えた分権改革、時代の変化に対応した税制度

II 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

1 税源の偏在是正

2 地方法人課税のあり方（法人事業税の外形標準課税、地方法人課税の分割基準のあり方 など）

III 環境関連税制

「地球温暖化対策のための税」の将来像、自動車関連税のあり方

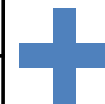
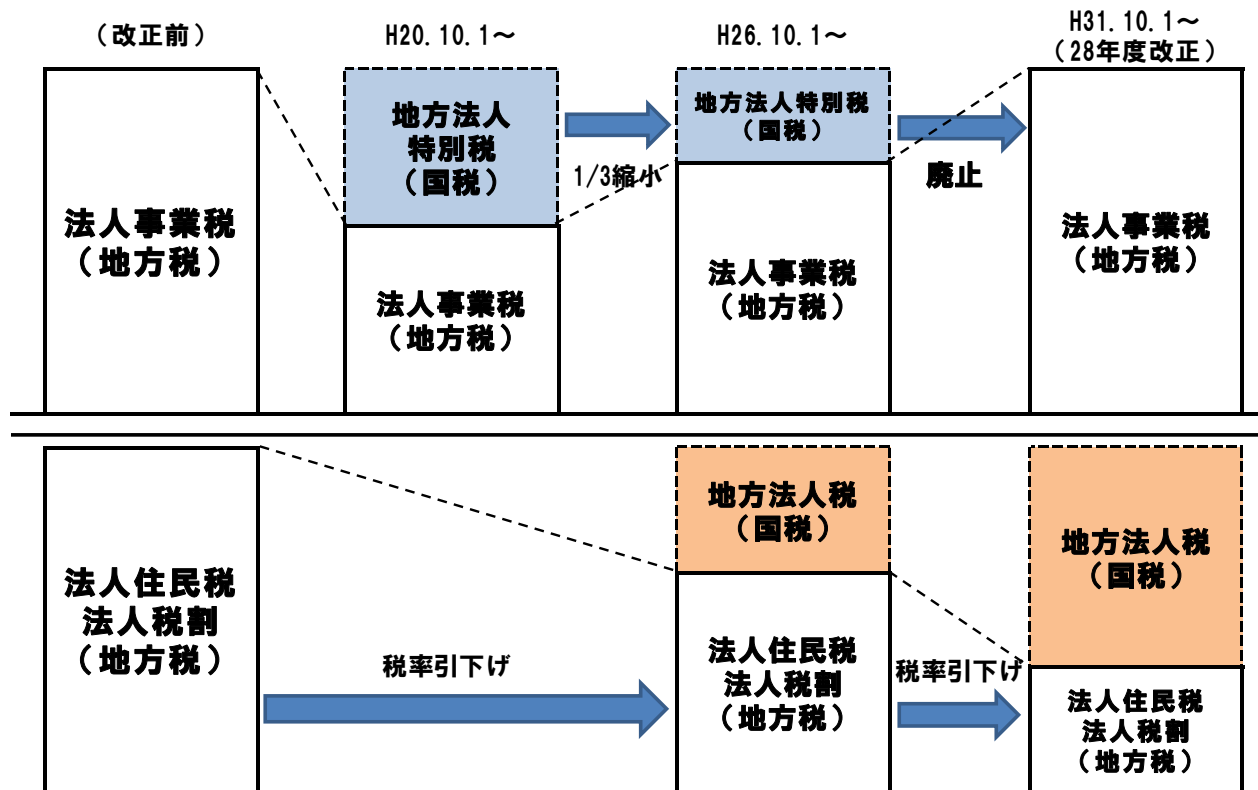
IV 地方財政調整制度等における諸課題

地方財政調整制度、地方自治体の基金、ふるさと納税、東京における財政需要

都税調答申のポイント

- 1 国が新たな偏在是正措置の必要性を主張するのであれば、少なくともその前提として、過去10年に及ぶ偏在是正措置による地方への実質的効果及び定量的な最終到達目標が示されて然るべきだが、未だ何も示されていない
- 2 法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する

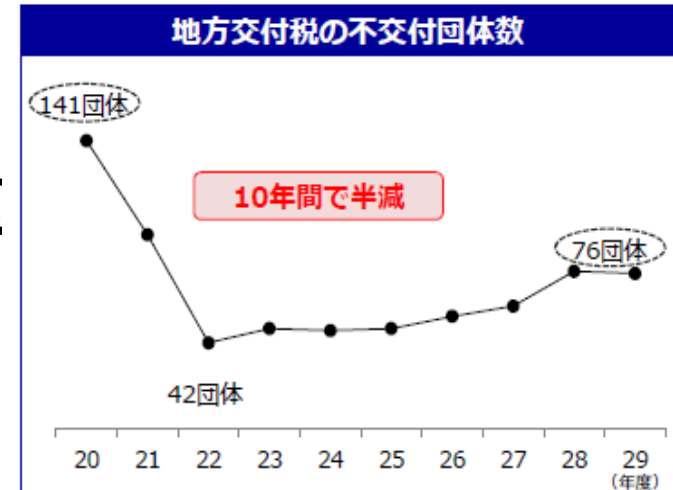
これまでの偏在是正措置



新たな偏在是正措置？

1 実質的効果・定量的な最終到達目標が示されていない

- いわゆる「偏在是正措置」が、地方にどのような効果をもたらしたのか、また最終目標はどこなのか、国は示すべき
- 地方法人課税の不合理的な偏在是正措置が開始されて10年、景気が回復基調にもかかわらず、自立的な財政運営が可能な「**地方交付税の不交付団体数**」は伸び悩んでいる



2 受益と負担という地方税の重要な原則に反する

- 地域の住民生活や企業活動を支える行政サービスの経費は、その地域の住民や企業が負担することが地方税の原則
- 「偏在是正措置」は、企業誘致などによって増収を図ろうとする自治体のインセンティブを削ぐことにもなり、**頑張った自治体が報われない**
- 「偏在是正措置」は、地方分権の理念、当たり前原則が無視され、**地方自治の根幹を脅かす行為**